

松江市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 2 年 12 月 23 日付け松江市監査委員告示第 12 号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 25 日

松江市監査委員 松本 修司  
松江市監査委員 安来 弘喜  
松江市監査委員 野々内 誠

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 松江市土地開発公社 (団体に対するもの／財政課)</p> <p>(1) 事業用土地賃貸事業では借地人からの賃料を主要な財源とし、この土地にかかる長期借入金を償還している。今後も、安定した経営を行うため借地人の与信管理を徹底されたい。</p>	<p>1. 松江市土地開発公社</p> <p>(1) 事業用土地賃貸事業の安定運営のため、貸付先の経営状況の把握を徹底するよう指導しました。</p>
<p>2. 株式会社 きまち湯治村 (団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 令和元年度は、経営健全化に向けた取り組みの成果が現れ、2 年連続となる純利益を計上されていることは評価できる。しかし、健康の里大森の湯及び宍道総合交流ターミナル「いろいろ茶屋」については利用者数が減少傾向にある。</p> <p>今後は、経営的視点に立ち、利用者へのアンケート調査等をより積極的に行い、その属性を把握・分析したうえで、従来型の広告手段のみならず SNS を活用するなど効果的な PR 活動に取り組み、利用者増及び売上増を図るとともに、より効率的な施設運営により経費の節減に努め、着実に資本の回復を推し進められたい。</p>	<p>2. 株式会社 きまち湯治村</p> <p>(1) 令和 2 年度上期は新型コロナウイルスの影響を受けながらも、10 月には大森の湯の入込が前年比 77%、いろいろ茶屋が同 80%と回復傾向にありました。</p> <p>しかしながら、大森の湯において浴室屋根支柱の腐食が判明し、11 月下旬より当面の間、当該施設は休業の措置を取っています。現在営業中のいろいろ茶屋も影響を避けられず、コロナによる全国的な自粛ムードと相まって 12 月の入込は前年比 31%と大きく減少しました。</p> <p>営業中のいろいろ茶屋においては引き続き、経費節減や施設の弾力的な運営に努めるよう指導した一方、大森の湯については屋根の状況把握調査を実施しており、施設の方向性に影響が</p>

生ずる可能性があるため、具体的な指導は調査後を予定しています。

今後、株式会社きまち湯治村と連携を密に取り、調査結果を踏まえた施設の方向性を速やかに立てるとともに、経営的視点に立った利用促進策や効果的なPR、経費節減など資本回復に向けた取り組みについては、施設の方向性に基づき必要に応じて指導していきます。